

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	過剰米短期融資円滑化資金
法人名	社団法人 米穀安定供給確保支援機構
基金額(国庫補助金等相当額)	216百万円(216百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 平成17年産米の豊作による過剰米を主食用米等と区分して出荷・保管し、処理するために要する経費の一部助成

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成26年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標 目標達成度の評価	○ 平成17年産過剰処理の実施率 100%。 —
基金の保有割合 基金の保有割合の算出	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。 (算出に用いた方式) 保有割合=19年度末の基金額÷事業費見込額  (算出に用いた数値) 19年度末の基金額:216百万円 事業費見込額:216百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。